

奈良労働局発表
平成28年9月6日

【照会先】

奈良労働局

雇用環境・均等室長 栗山 僚子

助成金係長 伊藤 晴敏

職業対策課長 木田 俊男

課長補佐 森 龍哉

(雇用環境・均等室) 0742-32-0215

(職業対策課) 0742-32-0209

業務改善助成金とキャリアアップ助成金が拡充されます

～最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業について～

今般、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、「最低賃金の引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上にむけて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされたこと等を受け、本年8月24日に業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の拡充を含む平成28年度第二次補正予算案が閣議決定されました。

これにより、業務改善助成金については[別添1](#)のとおり、キャリアアップ助成金については[別添2](#)のとおり拡充されます。

拡充のポイント

◎業務改善助成金

・従来は事業場内最低賃金を60円以上引上げることが支給要件としていましたが、今回の改定により、引き上げ額を選択（30円以上、40円以上、60円以上、90円以上、120円以上）できるようになります。

※助成率、助成の上限額、助成対象事業場は各々異なります。

◎キャリアアップ助成金

・中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し昇給した場合、従来の助成額に、一人あたり一定額の加算措置が創設されます。

・支給要件が緩和されます（キャリアアップ計画書の提出期限、賃金規定等の運用期間の緩和等）。

※ 本件の施行は、今後国会での平成28年度第二次補正予算の成立後となります。また、キャリアアップ助成金については、併せて労働政策審議会の審議を経た厚生労働省令の交付・施行後となります。